

01095

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

規

則

◇公告

農業施設資金の融通に関する規則
規則の一部改正
毒物及び劇物取扱者試験の実施

昭和三十年六月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十四号

農業施設資金の融通に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、農業者及び農業協同組合に対し、農業生産力の維持及び農家福利の向上に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じ、農業の振興と農業経営の安定を図りもつて農村経済の自立に寄与することを目的とする。

◇公安規則

幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名

選挙権を有する者の総数の三分の一の数及び五十分の一の数

政党、協会その他の団体又はその支部の收支に関する報告書要旨

知事選挙に關しなされた收支に関する報告書要旨

団体の解散の際の寄附及びその他の收入並びに支出の報告書要旨

衆議院議員選挙に關しなされた收支に関する報告書要旨

第二条 この規則において「農業者」とは耕種、養蚕及び養蚕の業を営む個人をいう。

この規則において「施設資金」とは、知事の指定する金融機関（以下「融資機関」という。）が次に掲げる資金として農業者若しくは農業協同組合（以下「組合」という。）に対し貸付けるものをいう。

一 動力農機具の導入資金

二 自給飼肥料施設資金

三 農村工業施設、副業施設及び共同作業場施設資金

四 その他農業經營の改善及び生産拡充に必要な施設資金

（利子補給金の支給）

第三条 県は融資機関がこの規則の定めるところにより、当該融資機関に対し利子補給金を支給する。

2 前項の規定により県が融資機関に対し支給する利子補給金の額は、当該利子補給金の対象となつた融資残高について年三分の割合で計算した額とする。

は二千万円を限度とする。

（貸付）

第八条 施設資金の貸付は、知事が別表に掲げる融資对象選定基準により農業施設資金借入資格者として認定したものの中から融資機関が決定する。

2 施設資金を借り受けようとするものは、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて昭和三十年八月三十一日までに知事に提出しなければならない。

一 農業施設資金借入調書

二 農業施設資金借入認定申請副申書

三 その他知事が必要と認める書類

3 知事は、第一項の認定をしたときは、認定書を融資機関に交付する。

（損失補償）

第九条 融資を受けたものに償還期限到来後三月を経過しても、元本又は利子（遅延利子を含む。）の履行遅滞がある場合は、県は融資機関に対して、当該損失額又は当該損失補償の対象となつた貸付金総額の百分の

3 第一項の規定により県が融資機関に対し利子補給金を支給する期間は各融資につきその融資が行われた日から融資期間満了の日までとする。

（貸付限度）

2 前項の場合において、農業者に対する貸付額は一人について十万円をこえではならない。但し、知事が特に必要と認めたときはこの限りでない。

（利率）

第五条 農業者に対する融資の利率は、年八分五厘以内とする。

2 組合に対する融資の利率は年八分以内とする。

（融資期間及び償還方法）

第六条 融資期間は、三年以内とする。

2 債還方法は、年一回又は二回の元本均等償還とする。

（融資額）

第七条 融資は、昭和三十年度において行い、融資総額

三十に相当する額のどちらか低い額で損失補償をする。

（債権回収）

第十一条 融資機関は、前条の損失補償を受けた後に当該融資にかかる債権の回収を行つた場合、損失補償額より債権行使のために必要とした費用を控除し残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、その金額を県に返納しなければならない。

（補給金の制限及び取消）

第十二条 融資機関がこの規則に違反したときは、県は、当該融資機関に対し利子補給金を支給せず又はすでに支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別表)

融資対象施設選定条件件基準

の貸付金種類	貸付対象施設	選定条件	件数	基準
--------	--------	------	----	----

動力農機具の導入資金	動力防除機具	県の導入計画に基き農業者が共同利用の目的をもつて購入するもの	利用の目的で購入するもの	もつて購入するもの
------------	--------	--------------------------------	--------------	-----------

自給飼料施設	堆肥舍	堆肥舍の新築及び改善	県の導入計画に基き農業者が共同利用の目的をもつて購入するもの	利用の目的で購入するもの
--------	-----	------------	--------------------------------	--------------

カルチベーター	サイロ	排水ポンプ及び	県の導入計画に基き農業者が共同利用の目的をもつて購入するもの	利用の目的で購入するもの
---------	-----	---------	--------------------------------	--------------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

粉類機械	精米機	精麦機	粉類機械	粉類機械
------	-----	-----	------	------

01107 DT

設置するもの		農業者、組合
廻 轉 剥 皮 機	茅 蘚 剝 皮 機	
共同選果場	基く選果場	県において優良と認めるもの
果樹園資材	県及び県果実農業協同組合連合会の施設計画に 基く選果場	〃
その他農業經營の改善	県の果樹増産計画に基き増産を実施する地域で 反歩がその市町村の重要な産物であつて果樹園で 購入及び施設の共同設置を行うもの	〃
生産拡充に必要な施設資金	そ菜種子、雑荷 たばい乾燥場施設	木造瓦ぶき又はトタンぶきの二十 坪以上のロングクリート床
受付番号	そ菜種子の改良並びに増産を図るため農業者が 施設として共同利用の目的で設置を行うもの 県並びに県煙草耕作組合連合会の増産計画に基 く乾燥場施設	柱はコンクリート製とし、スミ柱 三寸×三寸、長さ一尺、中柱二寸×二寸、長さ七尺五寸、周辺柱二寸×二寸、高さ九尺のもの反 本寸以上使用すること、鉄錆亞鉛引 八番線以上、同十番線反当五五貫 以上使用するもの
No.	県及び県関係団体のそ菜販売に基く県外出荷改 善施設	木造トタン又は瓦ぶき四坪以上
		木造瓦ぶき十八坪以上、土間コン クリート
		農業者

(別記)

農業施設資金借入認定申請書

受付番号 No.

- 1 貸付対象施設名
- 2 数
- 3 借り受ける事業の概要
- 4 事業に必要な資金総額
- 5 借り受けようとする金額
- 6 借り受けようとする理由
- 7 借り受けようとする時期
- 8 債還期
- 9 保証人に關する事項
- 10 既存施設の概況及び参考事項

上記のとおり農業施設資金の借入れをしたいので、農業施設資金借入資格者として認定下さいますよう別紙関係書類を添へ申請致します。

昭和 年 月 日

住所

氏名(名称、代表者氏名)

國

鳥取県知事

備考 1 提出する書類は貸付対象施設ごとに4部提出すること。

2 貸付対象施設欄は別表貸付の対象となる施設名を記載すること。

3 数量欄は購入又は設置しようとする数量を記載すること、この場合面積の伴うものについては対象面積を附記すること。

4 借り受けにかかる事業の概要は目的及び利用方法等の大要を記載すること。

5 保証人に関する欄は理事、監事及び組合員の保証の存否及び方法等について記載すること。

6 既存施設の概況及び参考となる事項欄は、申請市町村の既存数量及び事業の立地条件及び経済環境等について記載すること。

訓令

鳥取県訓令第十八号

民生労働部失業保険課
各公社職業安定所

失業保険特別会計物品取扱細則（昭和二十四年一月鳥取県訓令甲第一号）は廃止する。

昭和三十年六月七日

鳥取県知事遠藤茂

茂

00003

昭和30年6月7日 火曜日 鳥取県公報 第2622号 9

告示

鳥取県告示第二百八十九号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十四条の規定による廢業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十年六月七日

鳥取県知事遠藤茂

茂

登録番号	登録年月日	名称	所在地	申請者氏名	登録まつ消年月日
鳥取県知事登録 (は)第一三四号	昭和二十九年一月二十三日	田中組	岩美郡岩美町大字高住一	田中繁市	昭和三十年五月二十四日

鳥取県告示第二百八十一号

昭和二十九年十月鳥取県告示第五百号（鳥取県種畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例（昭和二十九年三月鳥取県条例第四号）第二条の規定に基く種付並びに精液の譲渡及び注入手数料の額について）の一部を次のように改正し昭和三十年五月二十日から実施する。

昭和三十年六月七日

鳥取県知事遠藤茂

茂

別表中

自由党鳥取県支部
自由党鳥取県西部支部
全国専売事業政治連盟米子支部
大韓民国居留民団鳥取支部
鳥取県青年婦人会議
鳥取県労働組合協議会
日本共産党鳥取県委員会
日本共産党伯西地区委員会
日本社会党鳥取県連合会
日本社会党鳥取県連合会

三、報告書要旨

政治資金規正法第十二条及び二十七条準用する第

種類 政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書

二期間自昭和十九年七月至昭和二十一年十二月三十一日

三 報告書の要旨

政党、協会その他の

團體名

卷之三

閩車政治連盟米子支部

由黨鳥取県支部

由党鳥取県西部支部

米盟連政治經濟事業專賣公司總經理

韓國居留民団鳥取支

取県青年婦人會議

取県労働組合協議会

本共産党鳥取県委員会

日本共产党伯西地区委員会

選挙権を有する者の総数の三分の一の數
選挙権を有する者の総数の五十分の一の數
鳥取市選挙区において選挙権を有する者の

一九、七一〇
七、一八三
一九、一六二

嘉慶縣選舉管理委員會告示第四十七號

政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党協会その他の団体又はその支部の收支に関する報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

米子市	一七、七八八
岩美郡	一四、四二七
八頭郡	一五、七五七
氣高郡	一七、八六七
東伯郡	一九、〇八八
西伯郡	一八、三三三

00009

15 昭和30年6月7日 火曜日 烏取県公報 第2622号

政党・協会その他の団体名	支出の総額	支出の目的
自由党鳥取県支部	一三、五〇〇 円	通 信 費
鳥取県労働組合協議会	一、五〇〇	会 場 費
日本共産党鳥取県委員会	二九、二八六	旅 費
日本共産党伯西地区委員会	三九、五〇〇	人 件 費
日本社会党鳥取県連合会	五、五七七	家 屋 費
	五、六八〇	交 通 費
	七、九八〇	文 具 費
	一〇、〇〇〇	消 耗 品 費
二五、〇〇〇	一〇	人 件 費
	一七	
	六	
	八	
	五	
	三	
	二	
	一	

00008

昭和30年6月7日 火曜日 鳥取県公報 第2622号

鳥取県選舉管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十三条及びこれを準用する第十八条の規定により提出された政党、協会その他の団体又はその支部の昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県知事選挙に關しなされた收支に關する報告書の要旨は、次のとおりである。

子支部	全国専売事業政連開米
中國國稅職員組合鳥取稅務署支部	
直道會	
鳥取県医師連盟	
鳥取県青年婦人會議	
鳥取県西部地区青年團協議会	
日本共產黨鳥取県西伯地委員會	
日本社會黨鳥取県支部連合会	
日本社會黨鳥取縣支部連合会米子支部	
民主支部	
民主教育政治連盟鳥	

四 主たる寄附者及び支出
上 寄 附 者

口 一
支 審
附
出 者

該当なし

鳥取県選舉管理委員会告示第四十九号

第十七条の規定により提出のあつた次の団体の解散の際の寄附及

鹿児島選舉管委員会委員長 武
政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

馬取樂選舉管理委員會委員長

井正

三

二期間 昭和二十九年十一月九日から
三 報告書の提出 昭和二十九年十二月四日まで

昭和二十九年十一月四日まで

政党、協会その他の

田	休	名
寄附	収入又は	額
の総額		
件数	上	の寄附
総額	額	
件数	以上	の寄附
総額		
支出の総額		
件数	上	の支出
総額	額	
件数	以上	の支出
総額		
年	月	日

21 昭和30年6月7日

火曜日 鳥取県公

第2622号

第2622号 20

00017

を

署察警頭智県取鳥		社村" 九	
一二	大 村"	社 村 大字 宮原	社 村
一〇	佐治村"	佐治村 大字 加瀬木	佐治村
一一	用ヶ瀬町"	用ヶ瀬町 大字 用瀬	用ヶ瀬町
一二	大村大字鷹狩		大 村

署察警家郡県取鳥		河原 部長派出所詰	
一九	河原 部長派出所詰	河原町 大字 河原	河原町のうち大字 河原、渡一本、谷一本、長瀬、袋河原、布袋、稻常、渡一本、谷一本、長瀬、
二〇	河原町 巡查駐在所	" 大字 篠口	" 三谷、今在家 大字 篠口、片山、高福、山手、郷原、
二一	佐貫 "	" 大字 佐貫	" 山上、小倉 大字 佐貫、八日市、和奈見、水根、
二二	中井 "	" 大字 中井	" 大字 中井、本鹿、牛戸、神馬、小河、内、湯谷、小畑、弓河、内、北

幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則
幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年六月七日

鳥取県公安委員会委員長 寺 谷 英太郎

鳥取県公安委員会規則第四号

幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和十九年七月鳥

取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表二

巡查駐在所、巡查派出所の名称、位置及び受持区域中

四八、九二〇	三〇〇	一	食糧費
五、八〇〇	一	二	会議費
九二〇	一	二	文具費
七〇〇	一	一	通信費

鳥取県八橋警察署		七	中山村石井垣	中山村大字石井垣	中山村のうち大字石井垣、樋口、八重、東穂、羽田井、退休寺
八	八坂	八坂	大字赤坂	大字赤坂	大字赤坂、下甲、御崎、田中、栄田
九	東伯町浦安	東伯町大字浦安	東伯町のうち大字浦安、下伊勢、上伊勢、金屋、中尾、楓下(二軒屋を除く。)	東伯町大字浦安	東伯町のうち大字浦安、下伊勢、上伊勢、金屋、中尾、楓下(二軒屋を除く。)
一〇	逢束	大字逢束	大字逢束、徳万、丸尾、保、大字逢束	楓下のうち二軒屋	大字逢束、徳万、丸尾、保、大字逢束
一一	由良町	由良町大字由良宿	由良町	由良町	由良町
一二	大栄町瀬戸	大栄町大字瀬戸	大栄町のうち大字瀬戸、六尾、島、穂波、西穂波、原、西園、東園	大栄町大字瀬戸	大栄町のうち大字瀬戸、六尾、島、穂波、西穂波、原、西園、東園
一三	亀谷	大字亀谷	高尾、岩坪	大字亀谷、下種、上種、西高尾、東	大字亀谷、下種、上種、西高尾、東

鳥取県八橋警察署		七	上中山村	上中山村	上中山村
	八	下中山村	下中山村	下中山村	下中山村
	九	東伯町浦安	東伯町大字浦安	東伯町のうち大字浦安、下伊勢、上伊勢、金屋、中尾、楓下(二軒屋を除く)	
	一〇	逢束	大字逢束	楓下のうち二軒屋	大字逢束、徳方、丸尾、保、
一三	一一	由良町	由良町大字由良宿	由良町	
榮村	一二	大誠村	大誠村大字瀬戸	大誠村	
榮村	一四	榮村	榮村大字龜谷	榮村	

鳥取県倉吉警察署	鳥取県宝木警察署	鳥取県宝木警察署	鳥取県宝木警察署	鳥取県宝木警察署
一三 倉吉市尾原	一二 青谷町山根	一二 青谷町山根	一二 日置村巡査駐在所	一〇 佐治村
倉吉市尾原	青谷町大字山根	青谷町大字山根	日置村大字山根	佐治村大字加瀬木
倉吉市のうち 尾原、北年、穴沢、別所、鋤、谷、津原	青谷町のうち 山根、早牛、河原、小畑	青谷町のうち 大字	日置村	日置村
	灘手村	灘手村		

署察警坂黒県取鳥

一〇	山上村	七	日野上村生山
九	多里村	八	矢戸

日野上村大字生山
日野上村のうち大字生山、丸山、霞
大字矢戸、宮内、三榮、河上

溝県取鳥
署察警口

一〇	岸本町	八	八郷村
九	番原	八	八郷村

岸本町大字番原
岸本町のうち大字番原、福岡、小林、清原、口別
所、久古、須村、眞野、大原、丸山

一〇	岸本	九	大幡村
大殿	"	"	大字大殿

岸本町大字岸本
岸本町のうち大字岸本、上細見、立岩、吉定、押
口、吉長、区、大字小野、小町、金廻

一〇	岸本	九	大幡村
大殿	"	"	大字大殿

岸本町大字大殿
岸本町のうち大字大殿、遠藤、坂長、岩屋谷、吉
長二区

溝県取鳥
署察警口

一〇	幡郷村	八	八郷村
大殿	"	"	大字大殿

幡郷村大字大殿
幡郷村

署察警子米県取鳥

四一	西伯町福成	西伯町大字福成	西伯町のうち大字福成、境、清水川、阿賀
四二	原	大字原	西鍋倉、絹屋、大字原、倭、北方、猪木路、与一谷
四三	法勝寺	大字法勝寺	河内、徳長、大字法勝寺、落合、武信、馬場、道代探、福頼、掛相、馬佐良、鴨部
四四	能竹	大字能竹	大木屋、上中谷、下中谷、入金、中、東上
四五	会見町市山	会見町大字市山	会見町のうち大字市山、浅井、高姫、井上、御内
四六	天万	大字天万	谷、朝金、池野、鶴田、荻名、金田

諸木
大字天万、寺内、三崎、宮前、田住

四一	西伯町福成	西伯町大字福成	西伯町のうち大字福成、境、清水川、阿賀
四二	原	大字原	西鍋倉、絹屋、大字原、倭、北方、猪木路、与一谷
四三	法勝寺	大字法勝寺	河内、徳長、大字法勝寺、落合、武信、馬場、道代探、福頼、掛相、馬佐良、鴨部
四四	能竹	大字能竹	大木屋、上中谷、下中谷、入金、中、東上
四五	会見町市山	会見町大字市山	会見町のうち大字市山、浅井、高姫、井上、御内
四六	天万	大字天万	谷、朝金、池野、鶴田、荻名、金田

大字天万、寺内、三崎、宮前、田住

署察警子米県取鳥

四二	天津村	天津村大字福成	天津村
四三	法勝寺	法勝寺大字法勝寺	法勝寺村
四四	東長田村	東長田村大字能弁	東長田村
四五	賀野村	賀野村大字市山	賀野村
四六	手間村	手間村大字天万	手間村

天津村大字福成
法勝寺大字法勝寺
東長田村大字能弁
東長田村
賀野村大字市山
賀野村
手間村大字天万
手間村

科 目
毒物及び劇物の識別及び取扱方法。但し、農業用のみ受験する者については毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

三 手 続
受験希望者は毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）に定める受験申請書に五百円の収入証紙をはり付け、次の書類を添えて昭和三十年六月二十三日までに所轄保健所長に提出すること。

- 1 履歴書
- 2 戸籍抄本
- 3 写真（申請前六箇月以内に脱帽で上半身を撮影した手札型の台紙のないもの）二葉

別 記
(一) 黄磷、硫化磷及びこれらを含むする製剤。
(二) シアン化合物及びこれを含有する製剤。但し、ペルリン青黄血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びに

これらのいずれかを含有する製剤を除く。

(三) 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色、ヨード汞、オレイソ酸水銀、白降汞、雷汞及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

(四) ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含むする製剤。

(五) 硫素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。

(六) 亜鉛塩類。但し、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

(七) 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。

(八) クロルビクリン及びこれを含有する製剤。

(九) 硅沸化水素酸塩類。

(十) 銅塩類。但し雷銅を除く。

(十一) 二硫化炭素及びこれを含有する製剤。

(十二) バリウム化合物。但し硫酸バリウムを除く。

(十三) ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。

鳥取県公報監察医坂井

伯南町生山 伯南町大字生山 伯南町のうち大字生山、丸山、霞

多里村 大字矢戸、宮内、三榮、河上

佐木谷 多里村

伯南町のうち大字茶屋、笠木、福壽実、福万来

多里村 大字矢戸、宮内、三榮、河上

佐木谷 多里村

この規則は公布の日から施行する。
に改める。

附 則

公 告

倉吉市広瀬町 倉吉保健所講堂

二 試験の種類及び科目

1 筆記試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法。但し、農業用のみ受験する者については毒物及び劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和三十年六月七日

鳥取県知事 遠藤茂

一期日及び場所
昭和三十年七月八日 午前十時より

2 実地試験

毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法。

但し、農業用のみ受験する者については毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

昭和30年6月7日 火曜日 島根県公報

- (十四) ロテノン及びロテノンを含有する生薬(デリス根、魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ロテノン二%以下を含有するものを除く。
- (十五) 硫酸及びその含有物。但し、硫酸一〇%以下を含有するものを除く。
- (十六) テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤。
- (十七) ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤。
- (十八) デエチルパラニトロフエテルチオホスフェイド及びこれを含有する製剤。
- (十九) デメチルパラニトロフエテルチオホスフェイド及びこれを含有する製剤。
- (二十) エチルバラニトロフエテルチオノベンゼンホネイト及びこれを含有する製剤。
- (二十一) モノフルオール醋酸ナトリウム及びこれを含有する製剤。

- (二十二) ブロムメチル。
- (二十三) 二一四一デニトロ六一シクロヘキシールフエノール。但し一五%以下を含有する製剤を除く。
- (二十四) ベンタクロルフェノール、その塩類及びこれらの中のいずれかを含有する製剤。但し、ベンタクロルフェノールとして五%以下を含有するものを除く。
- (二十五) 二一イソプロビル一四一メチルビリミジル一六一デチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。
- (二十六) ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ジクロルベンジル酸として一五%以下を含有するものを除く。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

行 島 取 県 島 取 市 東 町
印 刷 所 島 取 市 東 町 县 印 刷 所